

○ 立地可能な施設 ● 許可により立地可能となる施設 ★ 許可により附帯施設として立地可能となる施設

流市法第5条に定められた施設		流通業務団地					流通業務地区	
		トラックターミナル等	倉庫	事務所・店舗	卸売市場	公益的施設		
流通業務施設	第1号 貨物取扱施設	トラックターミナル、鉄道貨物駅、その他貨物の積卸しのための施設	○ (証明)					○ (証明)
	第2号 卸売施設	卸売市場				○ (証明)		○ (証明)
	第3号 倉庫施設	倉庫、野積場、貯蔵槽、貯木場	★ (許可・附帯)	○ (証明)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)		○ (証明)
	第4号 荷さばき施設	上屋、荷さばき場	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)		○ (証明)
	第5号 事務所・店舗	道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	○ (証明)	★ (許可・附帯)		○ (証明)
	第6号 事務所	第5号に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)		○ (証明)
その他の施設	第7号 流通加工工場	施行令第3条第1号 板ガラス又はカーテン、床敷物その他これらに類する繊維製品の切断の事業						
		施行令第3条第2号 家具、建具又は自転車の部品を組み立てることによりこれらを製品又は半製品とする事業	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)		○ (証明)
		施行令第3条第3号 包装又はこん包の事業						
		施行令第3条第4号 商品又はその包装若しくはこん包に商品名その他の事項の表示を行い、又は当該表示がされた物を付ける事業						
	第8号 製氷又は冷凍の事業の用に供する工場		★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)		○ (証明)
	第9号 前各号に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫		★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)		○ (証明)
	第10号 自動車に直接燃料を供給するための施設(GS)、自動車修理工場又は自動車整備工場		★ (許可・附帯)			★ (許可・附帯)		○ (証明)
	第11号 流通業務地区の機能を害するおそれがない施設で政令で定めるもの	施行令第4条第1号 農産物、畜産物若しくは水産物の処理若しくは加工又は木製、紙製若しくは合成樹脂製の包装材料の製造の事業の用に供する工場		★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)		○ (証明)
		施行令第4条第2号 流通業務地区において流通業務を営む者が主としてその従業者の一時的な休泊の用に供するため設置する施設	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)		○ (証明)
		施行令第4条第3号 液化石油ガスの販売所	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)		○ (証明)
		施行令第4条第4号 計量証明の事業の用に供する事業所	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)		○ (証明)
公共公益的施設	国土交通省令で定める公益的施設	施行規則第1条第1号 国又は地方公共団体が設置する施設						
		施行規則第1条第2号 電気・ガス工作物、水道・電気通信の用に供する施設、鉄軌道施設					○ (証明)	○ (証明)
		施行規則第1条第3号 銀行、信用協同組合、信用協同組合連合会・信用金庫などの営業所						

○ 立地可能な施設 ● 許可により立地可能となる施設 ★ 許可により附帯施設として立地可能となる施設

流市法第5条に定めのない施設	流通業務団地					流通業務地区
	トラック・ミール等	倉庫	事務所・店舗	卸売市場	公益的施設	
従業員住宅 (地区内従業員用で流通業務施設と併設)						● (許可)
小規模小売店舗 (流通業務の加工、保管に関連する商品及び事務所・店舗に関連する商品の小規模な小売店舗)			★ (許可・附帯)			● (許可)
商業施設 (耐久消費財を主とした小売店舗など流通業務地区に集積することが望ましい商品の小売店舗、来訪者のサービスに供する小売業、飲食業のための店舗)						● (許可)
業務施設		★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	● (許可)
展示交流施設、情報施設	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	● (許可)	● (許可)
会議研修施設	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	● (許可)	● (許可)
福利厚生施設など従業員等の利便に供する施設	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	★ (許可・附帯)	● (許可)	● (許可)
サービス施設(スポーツ・レクリエーション施設等)						● (許可)
宿泊施設						● (許可)
文化的施設					★ (許可・附帯)	● (許可)

立地可能な施設 (○)

証明願を提出してください。

許可により立地可能となる施設 (●)

許可申請書を提出してください。

以下の許可要件(1)または(2)を満たす場合に許可されます。

- (1)地区の機能を害するおそれがないと認める施設
- (2)公益上やむをえないと認める施設

許可により附帯施設として立地可能となる施設 (★)

許可申請書を提出してください。

単独立地はできず、立地可能な施設の附帯施設であるという位置づけが必要であり、かつ、上記の許可要件(1)または(2)を満たす場合に許可されます。